

国会

法律番号：第 54/2014/QH13 号

ベトナム社会主義共和国
独立- 自由 - 幸福

税関法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、
国会は、税関法を以下の通り公布する。

第 1 章 総則

第1条 適用範囲

本法律は、税関管轄区域における国内および海外の組織・個人の輸出・輸入・通過する商品、出国・入国・通過する輸送手段に対する通関と税関の組織および活動に関する国家管理を規定するものである。

第 2 条 適用対象

- 商品の輸出・輸入・通過、輸送手段の出国・入国・通過を行う組織・個人。
- 商品の輸出・輸入・通過、輸送手段の出国・入国・通過を行う権利および義務を有する組織・個人。
- 税関機関、税関職員。
- 税関に関する国家管理に協力する国家のその他の機関。

第 3 条 税関政策

- ベトナム政府はベトナムの領土を越える輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に対し、税関に関する便宜を図る。
- 潔白・強固・専門的・近代的で、かつ明白・有効・効果的に活動するベトナム税関を構築する。

第 4 条 用語の解釈

本法律で、以下の用語の意味を次の通りとする。

- 検問所の変更とは、税関の検査・監視下での商品・輸送手段を、この税関手続きの実施場所から別の税関手続きの実施場所へ移動することである。

2. 積み替えとは、国内の輸送手段、入国輸送手段から輸出用の出国輸送手段へ、または国内の輸送手段、入国輸送手段から検問所内の倉庫・置き場へ商品を移転し、その後、輸出のために別の輸送手段に積み込むことである。

3. 国家ワンストップサービスの仕組みとは、統合情報システムを通じて、輸出入品に関する税関手続きおよび国家管理機関の手続きの実施を目的に電子の情報・証書を送付することを税関申告者に許可することである。国家管理機関は、商品を輸出・輸入・通過できる旨の許可決定をし、税関機関は、統合情報システム上で商品の通関・解放を決定する。

4. 端数品の収集場所とは、同一コンテナーで運送される様々な持ち主の商品の収集・分離・分類の活動用の倉庫・置き場である。

5. 税関監視とは、税関の管理対象に属している商品の保管・蔵置・積み降ろし・運送・使用および輸送手段の出国・入国・通過において商品の現状および法規の遵守を確保するために税関機関により適用される業務的措置である。

6. 商品は、ベトナムの輸出入品の一覧に従う名称およびコードを有し輸出・輸入・通過の許可を得て、または税関活動地区で保管される動産を含む。

7. 出国者・入国者の荷物とは、出国者・入国者の生活需要または旅の目的に必要となる用具であり、手荷物および旅の前後の預け荷物を含む。

8. 税関書類は、本法律の規定に基づき税関機関に提出または提示すべき税関申告書および証書を含む。

9. 保税倉庫とは、保税倉庫の所有者の輸出商品生産を目的に通関されたにも関わらず、納税していない輸入原料・物資を収納するための倉庫である。

10. 一時保管倉庫とは

輸出待機を目的に預けられる税関手続き済みの商品、外国輸出やベトナムへの輸入の待機を目的に預けられる海外からの搬入商品を保管する倉庫・置き場である。

11. 税関監査とは、国境を越えた密輸・不法運送の行為および税関法に違反するその他の行為を予防・防止するために税関機関により適用される巡回・調査・確認措置またはその他の業務的措置である。

12. 税関検査とは、税関機関が税関書類・関連のある証書・資料を検査し、商品および輸送手段を実際に検査することである。

13. 税関領土は、税関法が適用されるベトナム社会主義共和国の領土・排他的経済水域・大陸棚の範囲内にある各エリアを含む。

14. 税関申告者は、商品の所有者、輸送手段の所有者、輸送手段の運転者、税関手続きの代理店、商品の所有者と輸送手段の所有者により税関手続きの実施を委任されたその他の者を含む。

15. 税関封印とは、商品の現状を識別・確保するための技術的ツールまたは兆候を使用することである。

16. 商品分類とは、商品の特性、成分、構成、物理的・化学的性質、効用、包装規格およびその他の属性に基づいてベトナム輸出入品の一覧に従って商品の名称、コードを確定することである。

17. 輸送手段は、出国・入国・通過用の国内陸路、鉄道、空路、海路、内陸水路の輸送手段を含む。

18. リスク管理とは、税関機関がその他の税関業務を効果的に検査・監視・支援するように人材の適切な配置・手配の根拠となるリスク程度を確定・評価・分類するために措置システムおよび業務プロセスを適用することである。

19. リスクとは、商品の輸出・輸入・通過、輸送手段の出国・入国・通過の実施において税関法を遵守しない旨の危険性である。

20. 動産とは、ベトナムまたは外国での滞在や活動を終了する時に持参される、個人・家庭・組織の生活・労働用の用品・用具である。

21. 通関とは、商品が輸入・輸出され、またはその他の税関業務の管理制度を受けられるように税関手続きを完了させることである。

22. 税関情報とは、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に参加する組織・個人の情報・データおよび税関活動に関するその他の情報である。

23. 税関手続きとは、税関申告者および税関職員が商品および輸送手段に対し本法律の規定に従って実施しなければならない業務である。

24. 税関価値とは、税関の課税・統計の目的に使用される輸出入品の価値である。

25. 輸送手段上の用具は、輸送手段上で使用される財産、輸送手段の動きに使用される原料・燃料、輸送手段上の操作者・乗客の生活に直接使用される食糧・食品およびその他の用具を含む。

26. コード、原産地、税関価値の事前確定とは、税関機関が税関手続きを実施する前に、商品のコード、原産地、税関価値を事前に確定することである。

第5条 税関に関する国際条約、国際の習慣・慣行の適用

1. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に本法律の規定と異なる規定がある場合、その国際条約の規定を適用すること。

2. 本法律、ベトナムのその他の法律文書、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約では規定されていないケースに対し、国際の習慣・慣行の適用がベトナム法律の基本的な原則に反さなければ、税関に関する国際の習慣・慣行を適用できる。

第6条 税関についての国際共同活動

1. 税関についての国際共同活動は以下を含む。
 - a) 税関についての国際条約および国際協議の交渉・締結・実施
 - b) 関連のある諸国の税関・国際組織との情報採取・交換および業務共同の実施
 - c) 税関法、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約、または締結済みの国際協議の規定に基づき、税関業務活動を実施するための外国へのベトナム税関職員の派遣とベトナムへの外国の職員の受け入れ
 - d) 世界税関組織、税関に関する国際組織、諸国および各領土でのベトナム国家の権利・義務・利益の実施
2. ベトナム税関は、本条第1項に記載された活動を法規に基づき実施する責任を負う。

第7条 税関活動の地区

1. 税関活動の地区は以下を含む。
 - a) 陸路の検問所、国際一貫輸送の鉄道駅、国際民間空港、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動が行われる海港・内陸水路の港、税関監視下での商品の保管地域、輸出加工区、税関優遇地域、税関手続きの実施場所、一時保管倉庫、保税倉庫、国際郵便局、通関後の検査時の税関申告者の事務所、税関領土における輸出入品の検査場所。
 - b) 国家管理要求を満たし、政府首相の決定に基づき商品の輸出・輸入・通過および輸送手段の出国・入国・通過が許可されるその他の地域・場所。
2. 税関活動の地区では、税関機関は、商品・輸送手段に対し検査・監視・監査し、税関法の違反をベトナム法律およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に合わせて処分する責任を負う。
3. 政府が税関活動の地区範囲を詳しく規定する。

第8条 税関管理の近代化

1. 国家は、税関の管理効果を確保するために近代的な技術設備・手段・先進的テクノロジを優先的に投資し、近代的税関管理方法を適用できるよう先進的テクノロジおよび技術手段の開発に参画するよう組

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

織・個人を奨励する。輸出・輸入の活動を行う組織・個人は、電子取引および電子税関手続きの設定・実施に参画する責任を負う。

2. 電子取引の法規に基づき、電子税関手続きの実施において電子データ交換の技術基準および電子証書の法的価値をシステム化する。

第9条 税関法の共同実施

1. 税関機関は主管となり、国家機関・関係組織・人民武装機関と緊密に共同して税関法を実施する責任を負う。

2. 国家機関、関係組織および人民武装機関は、自らの任務・権限範囲内で、税関機関が任務を果たすよう共同し便宜を図る責任を負う。

第10条 税関分野における禁止行為

1. 税関職員の場合：

- a) 税関手続きの実施に迷惑をかけて、阻害すること。
- b) 国境を越えた密輸・不法運送、貿易詐欺、税金詐欺のための隠蔽、共謀 行為
- c) 収賄、一時預けの商品の占有・横領、または私利を目的とする他の行為
- d) 税関法に違反する他の行為

2. 商品の輸出・輸入・通過および輸送手段の出国・入国・通過の活動に関する権利および義務を有する税関申告者、組織、個人の場合：

- a) 税関手続きの実施に当たっての不正行為
- b) 国境を越える商品の密輸・不法運送の行為
- c) 貿易詐欺および税金詐欺
- d) 贈賄または不正な私利を目的とする他の行為
- e) 税関情報システムの不正アクセス・改ざん・破壊
- g) 税関法に違反する他の行為

第11条 税関法の履行監視

1. 国会、各レベルの人民評議会は、自らの職務・任務・権限の範囲内で、税関法の履行を監視する。

2. ベトナム祖国戦線、当戦線の各会員組織は、税関法の履行を厳守するよう人民を奨励し、税関法の履行を監視する。

3. 自らの任務・権限を実施する時、税関機関および税関職員は法律を遵守し、人民に従い、人民の監視を受ける必要がある。

第2章

税関の任務および組織

第12条 税関の任務

ベトナム税関は商品および輸送手段を検査・監視し、国境を越える商品の密輸・不法運送を予防・防止し、輸出入品に対する税務法を履行し、本法律および関連のある法律のその他の規定に基づき輸出入品を統計し、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に対する税関および輸出入品に対する税務政策についての国家管理の主張、措置を要請する責任を負う。

第 13 条 税関の組織・活動の原則

1. ベトナム税関は集中的且つ一貫性のある原則に基づき組織化・稼動する。
2. 税関総局長は各レベルの税関活動の管理・指導を統一し、下部税関は、上部税関の管理・指導を受ける。

第 14 条 税関の組織システム

1. ベトナムの組織システムは以下を含む。
 - a) 税関総局
 - b) 各省・各省間・中央直轄都市の税関局
 - c) 税関支局、税関審査団体および相当機関
2. 政府は、輸出・輸入・出国・入国・通過といった活動の作業量・規模・性質および各地区の経済社会の特徴・条件を根拠として、税関局の設立条件および各レベルの税関の組織・任務・活動を規定する。

第 15 条 税関職員

1. 税関職員は税関機関の業務・職務・職名の採用・任命条件を十分に満たし、幹部・公務員に関する法規に基づき教育・訓練・管理・使用される者である。
2. 税関職員に対するサービス制度・職名・基準・給与・年功手当・その他の待遇制度および税関バッジ・旗バッジ・等級バッジ・服装・税関証明書は政府の規定に基づくものとする。

第 3 章

税関手続きおよび税関の検査・監視制度

第 1 節

総則

第 16 条 税関手続き、税関の検査・監視の実施原則

1. 商品、輸送手段は、税関手続きを行い、税関の検査・監視を受け、法規に基づき路線および時間通りに検問所またはその他の場所を越えて運送する必要がある。
2. 税関の検査・監視は、税関についての国家管理の効果・効力を確保し、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に対して便宜を図ることを目指すリスク管理の適用に基づいて実施される。

3. 税関手続きが完了した後、商品は通関され、輸送手段は、出国・入国される。

4. 税関手続きは、法規通りに公開的・迅速・便利に実施すること。

5. 人材・勤務時間の配置は輸出・輸入・出国・入国・通過の活動の要求を満たすこと。

第 17 条 税関業務活動におけるリスク管理

1. 税関機関は、商品および輸送手段に対し税関の検査・監視を決定し、国境を越える商品の密輸・不法運送の予防・防止活動をサポートするためにリスク管理を適用する。

2. 税関業務活動におけるリスク管理は、税関情報の収集・処理、税関申告者の法律遵守およびリスク度合いの分類の指標作成・評価、適切な税関管理措置の実施を含む。

3. 税関機関は、税関業務活動におけるリスク管理の適用用のデータを自動的に統合・処理するために業務情報システムを管理・導入する。

4. 財務省大臣は、税関業務活動においての税関申告者の法律遵守、リスク度合いの分類、リスク管理の適用について評価指標を規定する。

第 18 条 税関申告者の権利および義務

1. 税関申告者は次の権利を有する。

a) 税関機関により商品および輸送手段に対しての税関申告に関する情報を提供し、税関手続きの実施を案内し、税関法を一般化される。

b) 税関機関に情報を十分で正しく提供した時、商品に対しコード、原産地、税関価値を事前確定するよう税関機関に依頼する。

c) 税関申告が正しく実施されることを確保するために、税関申告前に、税関職員の監視の下で商品を事前にチェックし、サンプリングを行う。

d) 商品が通関されていない場合に、税関機関の決定に同意しなければ、検査済みの商品を実際に再チェックするよう税関機関に依頼する。

d) 法規に基づき商品の通関・運送およびその他の機関と関連のある手続きの実施のために、税関書類を使用する。

e) 税関機関、税関職員の違法行為を申出・告訴する。

g) 国家の賠償責任についての法規に基づき、税関機関、税関職員により与えられた損害の賠償を請求する。

2. 税関申告者が商品所有者、輸送手段所有者の場合、以下のような義務を有する。

- a) 本法律の規定に基づき、税関申告および税関手続きを行う。
- b) 税関機関が商品に対するコード、原産地、税関価値の事前確定を実施できるよう情報を十分で、正しく提供する。
- c) 申告した内容と提出・提示した証書の確実性および企業での保管書類と税関機関での保管書類との間の情報内容の一貫性について法律に対し責任を負う。
- d) 商品および輸送手段に対する税関手続きおよび税関検査・監視の実施において税関機関、税関職員の決定および要求を履行する。
- d) 法律にその他の規定がある場合を除き、通関された商品に対する税関書類を税関申告書の登録日より 5 年間で、会計の帳簿・証書および通關された輸出入品に関するその他の証書を法律に定められた期間で保管し、本法律第 32 条、第 79 条、第 80 条の規定に基づき、税関機関により検査が要求された時に、書類を提示し、関連のある情報・証書を提供する。
- e) 税関職員が商品・輸送手段を実際に検査できるよう関連事務を実施する担当者・手段を配置する。
- g) 税務、料金、手数料に関する法規および関連法律のその他の規定に基づき納税およびその他の財務義務を履行する。

3. 税関申告者が税関手続きの代理店、商品所有者および輸送手段所有者により委任される他人の場合、委任された範囲内で本条第 2 項 a、b、c、d、e、g で規定された義務を履行する。

税関申告者が輸送手段の運転者の場合、本条第 2 項 a、c、d、e、g で規定された義務を履行する。

第 19 条 税関職員の責任・権限

- 1. 法律・税関業務工程を厳守し、自らの任務・権限の履行について責任を負う。
- 2. 要求があった場合に関連の税関申告者・組織・個人に案内を行う。
- 3. 税関手続きの実施場所および輸出入品の検査場所にて、税関検査・監視を行い、商品の開梱・包装・積替え・荷役の監視を行う。税関法に関する違反兆候を発見した場合、商品所有者・輸送手段所有者・輸送手段の指導者・運転者または受任者に本法律の規定および行政違反処分の法律規定に従って商品・輸送手段の検査・審査の実施を要求する。
- 4. 税関機関が税関検査の目的で分析を行い、又は鑑定を求めるために、税関申告者の存在（立会い）のもとに、商品のサンプリングを行う。

5. 商品のコード、原産地、税関価値を正しく確定するために、税関申告者に商品に関連する情報・証書を提供するよう要求する。

6. 輸送手段の指導者・運転者に路線・時間通りに運転し、定められた場所で停めるよう要求する。

7. 法規に基づくその他の任務・権限。

第 20 条 税関手続き実施の代理店

1. 税関手続き実施の代理店となるための条件。

a) 商品の受け渡しまたは税関手続き実施の代理店のサービス経営業種が記載される経営登録証明書或いは企業登録証明書を持つこと。

b) 税関手続き実施の代理店のスタッフがいること。

c) 法規に従う電子税関申告を実施するための条件およびその他の条件を満たす情報技術インフラが整備されること。

2. 税関手続き実施の代理店のスタッフはベトナム人で且つ以下の条件をすべて満たさなければならない。

a) スキル程度が経済・法律・技術短期大学レベル以上であること。

b) 税関申告の業務資格をもつこと。

c) 税関機関により税関手続き実施の代理店のスタッフ番号を発給されていること。

3. 税関総局長は税関手続き実施の代理店の活動の認可・停止・解除、税関申告の業務資格の発給、税関手続き実施の代理店のスタッフ番号の発給・回収（撤収）等を決定する。

4. 税関手続きの実施の代理店および税関手続きの実施代理店のスタッフは本法律第 18 条で規定された税関申告者の権限・義務を履行する。

5. 財務省大臣は実施代理店の活動の認可手順・手続き、税関手続き、税関申告業務証明書の発給手続き、税関手続き実施代理店のスタッフ番号の発給・回収（撤収）手続き等を詳細に規定する。

第 21 条 税関手続き

1. 税関手続きを実施する時、税関申告者は以下の責任を負う。

a) 本法律第 24 条の規定に基づき、税関申告書に記載し、それを提出し、また、税関書類に属する証書を送付または提示しなければならない。

b) 商品・輸送手段を実際に検査するために商品・輸送手段を定められた場所へ移動する。

c) 税務・料金・手数料に関する法規および関連のあるその他の法規に基づき、納税・その他の金融義務を行うこと。

2. 税関手続きを実施する際、税関機関、税関職員は以下の責任を負う。

- a) 税関書類を受領し、それを登録すること。
- b) 税関書類の検査および商品・輸送手段の物理的検査を行うこと。
- c) 税務・料金・手数料に関する法規および関連のあるその他の法規に基づき、税金や他の費用の徴収を行う。
- d) 商品の通関・解放を決定し、輸送手段が税関手続きが完了した（輸送手段）ことを確認する。

第 22 条 税関手続きの実施場所

1. 税関手続きの実施場所は税関機関が税関書類の受入・登録・検査、また商品・輸送手段の物理的検査を行うところである。

2. 税関書類の受入・登録・検査の場所は税関局、税関支局の事務所となる。

3. 商品の物理的検査場所は以下を含む。
 - a) 陸路検問所、国際一貫輸送の鉄道駅、国際民間空港、国際郵便局、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動が行われる海港・内陸水路の港、内陸で設置される輸出入港における検査場所。
 - b) 税関支局の事務所。
 - c) 税関総局長の決定に従う集中的検査場所。
 - d) 生産事業所・工事現場、フェア・展示会の開催地での検査場所。
 - d) 一時保管倉庫、保税倉庫、单品（単数品）収集場所での検査場所。
 - e) 陸路の検問所でのベトナム税関と隣国税関間の共有検査場所
 - g) 必要に応じて税関総局長により決定されるその他の場所。

4. 権限のある機関・組織・個人は陸路検問所、国際一貫輸送の鉄道駅、国際民間空港、国際郵便局、輸出・輸入・出国・入国・通過の活動が行われる海港・内陸水路の港、内陸で設置される商品輸出入港、輸出入・出入国・通過の活動が行われる経済区・工業団地・非関税区およびその他の場所を企画・設計・建設する時、本法律の規定に従う税関検査・監視の要求を満たす税関手続きの実施場所と輸出入品保管場所を設置する責任を負う。

第 23 条 税関機関の税関手続きの実施期限

1. 税関機関は税関申告者が本法律の規定に基づき税関書類を提出・提示した直後、本法律の規定税関書類の受入・登録・検査を実施する。

2. 税関申告者が本法律第 21 条第 1 項 a、b に定められた税関手続きの実施のための要求をすべて実施した後、税関職員の書類検査および商品・輸送手段の物理的検査の完成期限は以下の通りである。

a) 税関機関が書類を全て受領した時点より最遅でも 2 営業時間以内に書類検査を完成すること。

b) 税関申告者が商品を税関機関にすべて提示した時点より最遅でも 8 営業時間以内に商品の物理的検査を完成すること。商品が関連のある法規に従う品質、医療、文化、動植物検疫、食品安全についての専門的検査対象に属する場合、商品の物理的検査の完成期限は規定に従う専門的検査結果を受領した時点より数えられる。

多量で且つ多種或いは検査が複雑な商品ロットの場合、税関手続きを行う税関機関の最高責任者は商品の物理的検査期間の延長を決定するが、最大の延長期間は 2 日を超えないこと。

c) 輸送手段の検査は本法規に基づき輸出入品の荷役、旅客の出入国および税関検査・監視を適時に実施することを確保しなければならない。

3. 商品の通関は本法律第 37 条の規定通りに実施される。

4. 税関機関は輸出入品の荷役、旅客・輸送手段の出入国を適時に行うことを確保するために祭日・祝日・営業時間以外に商品の税関手続きを実施する、または税関申告者の要請に沿って税関活動地区の実際条件に合わせて実施する。

第 24 条 税関書類

1. 税関書類は以下を含む。

- a) 税関申告書もしくは税関申告書の代替証書
- b) 関連のある証書

場合によって、税関申告者は、関連のある法規に基づき商品売買契約書、貿易領収書、船荷証券、商品原産地証明書、輸出入許可書、専門的検査結果或いは検査免除通知書、商品に関する各種証書を提出または提示しなければならない。

2. 税関書類に含まれる証書は紙或いは電子媒体となる。電子証書は電子取引に関する法規に基づき完全性および書式を確保しなければならない。

3. 税関申告書は税関機関の事務所で当機関に提出・提示される。

国のワンストップサービスを適用する場合、国家の専門管理機関は統合情報システムを通じて電子形式の輸出入許可書、専門的検査結果或いは検査免除通知書を送付する。

4. 財務省大臣は本条第 1 項に定められた税関申告書のフォームおよび税関申告書・該当代替証書の使用、関連のある証書の提示・提出すべきの各ケースについて規定する。

第 25 条 税関申告書の提出期限

1. 税関申告書の提出期限は以下のように規定される。
 - a) 輸出品の場合、税関申告者が通知した場所で商品を集結した後で且つ輸送手段が出国する前の最遅 4 時間以内に提出するものとする。速達サービスで配達される輸出品の場合は期限として輸送手段が出国する前の最遅 2 時間とする。
 - b) 輸入品の場合、検問所に到着される日の前もしくは到着された日より 30 日以内に提出しなければならない。
 - c) 輸送手段に対する税関申告書の提出期限は本法律第 69 条第 2 項の規定に基づき実施される。
2. 税関申告書は登録日より 15 日以内に税関手続きを実施するための価値を有する。
3. 税関書類に属する関連のある証書の提出期限は以下のように規定される。
 - a) 電子による税関申告の場合、税関機関が税関書類・商品の物理的検査を行う際、税関申告者は国のワンストップサービスシステムに既にある証書を除き、税関書類に属する紙の証書を提出すること。
 - b) 紙による税関申告の場合、税関申告者は税関申告書を登録する際、関連のある証書を提出または提示しなければならない。

第 26 条 商品分類

1. 課税と商品管理政策履行の根拠として商品コードを確定するために商品の分類を行う。商品分類時、輸出入品に関連する税関書類・技術的資料・その他の情報を元に、ベトナム輸出入品一覧表に基づいて商品の名称・コードを確定する。
2. ベトナム輸出入品一覧表はコード、名称、商品記述、計算単位および添付の説明内容を含む。
3. ベトナム輸出入品一覧表は商品記述調和および暗号化システムについての国際公約を十分に適用した上で作成される。
- 財務省大臣は全国統一のベトナム輸出入品一覧表を公布する。
4. 輸出・輸入禁止商品一覧、国管轄機関の許可書に従う輸出・輸入商品一覧、政府により規定される専門的検査対象の商品一覧に基づき、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

財務省大臣はベトナム輸出入商品一覧表のコードと統一する商品コードを公布する。

5. 税関検査を実施する際、税関機関は税関書類・商品の物理的検査結果或いは商品分析・査定結果に基づき、商品コードを確定する。税関申告者が申告した商品コードを承諾しない場合、税関機関は該当商品に対する分析・鑑定依頼およびコード決定のために税関申告者の立会いの下で商品のサンプリングを行う権限を有する。税関申告者が税関機関の分類結果に合意しない場合、法規に基づき苦情を申し立てるまたは起訴する権限を持つ。

第 27 条 商品原産地の確定

1. 輸出品の場合：

a) 税関機関は税関申告者の申告内容、税関書類に属する証書および商品の物理的検査結果を検査することによって輸出品の原産地を確定する。

b) 輸出品の原産地について疑問がある場合、税関機関は税関申告者に商品原産地に関する証書・資料を提供するよう依頼し、また輸出品の生産事業所にて商品原産地の検査・確認を行う。商品原産地の検査・確認結果を待っている間に、輸出品は本法律第 37 条の規定に従い通関される。

2. 輸入品の場合：

a) 税関機関は税関申告者の申告内容、原産地証明書、税関書類に属する証書および商品の物理的検査結果に基づき輸入品の原産地を検査し確認する。輸入品の原産地証明書は、輸出国の権限のある機関により発行される、または生産業者、輸出業者、輸入業者がベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従い自らで認証されるものである。

b) 輸入品の原産地について疑問がある場合、税関機関はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従い商品生産国にて商品原産地を検査し確認する。原産地の検査・確認結果は輸入品の原産地を確定するために法的な価値がある。

商品原産地の検査・確認結果を待っている間に、輸入品は本法律第 37 条の規定に従い通関されるが特別優遇税率を享受されないものとする。正式に納付すべき税額は商品原産地の検査・確認結果に基づくものとする。

3. 財務省大臣は商品原産地確定の手続き、権限、期限を規定する。

第 28 条 コード、原産地、税関価値の事前確定

1. 税関申告者が輸出・輸入予定期のコード、原産地、税関価値の事前確定を税関機関に依頼する場合、税関申告者は税関機関がコード、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

原産地、税関価値を事前確定するよう関連情報・証書、輸出・輸入予定品のサンプルを当機関へ提供する。

輸出・輸入予定品のサンプルを提供できない場合、税関申告者は該当商品に関連する技術的資料を提供しなければならない。

2. 税関機関は商品分類、原産地、税関価値に関する法規および税関申告者が提供した関連情報・証書に基づき、コード、原産地、税関価値を事前確定し、また事前確定結果の通知文書を税関申告者に出す。税関申告者の依頼に従う確定用根拠或いは情報が足りない場合、税関機関は税関申告者にそれを通知し、又は関連情報・証書の追加を依頼する。

3. 事前確定結果の通知書が出された日より 60 日以内に、税関申告者がその事前確定結果に合意しない場合、事前確定結果を再検討するよう税関機関に要求をする権限を有する。税関機関は規定期間内で税関申告者に検討し、返事をする責任を負う。

4. 事前確定結果の通知書は、税関機関が実際輸出・輸入商品が税関申告者により提供された関連情報・証書、商品サンプルに適合する際に税関手続きを実施するために法的価値がある。

5. 政府はコード・原産地・税関価値の事前確定の条件・手続き・期限、事前確定結果の再検討依頼解決期限、本条に定められた事前確定文書の有効期限を詳細に規定する。

第 29 条 税関申告

1. 税関申告者は税関申告書の情報を十分且つ正確で明確に申告しなければならない。

2. 税関申告は、税関申告者が政府の規定に基づき紙の税関申告書に記入が許可される場合を除き、電子方法により実施される。

3. 登録済みの税関申告書は税関手続きの実施に価値を有する。商品管理施策、輸出・輸入品に対する税務施策は輸出・輸入税務に関する法律にて別の規定がある場合を除き、税関申告書を登録する時点で適用される。

4. 税関申告者は税関申告に誤りがあれば、次の場合において補足の申告をすることができる。

a) 税関手続き実施中の商品の場合：税関機関が税関書類の直接検査を通知する時点の前。

b) 通関された商品の場合：補足の申告内容が輸出入許可書、商品品質・医療・文化・動植物検疫・食品安全の専門的検査に関連する場合を除き、通関日からの 60 日以内で且つ税関機関が通關後の検査・審査、を決定する時点の前。

本項 a、b に定められた期間を超えた場合、税関申告者は税関申告に誤りを発見すれば、補足の申告を行い、また税務・行政違反処分の法規に基づき対応を行う。

5. 税関申告者は通関のために未完成の税関申告書または代替証書を提出でき、本法律第 43 条、第 50 条で規定される期間で税関申告書を完成でき、また、特定商品に対して一定期間での複数回の輸出入のために一回申告を許可される。

6. 税関手続きが行われている、または完了したにもかかわらず税関の監視を受けている商品の場合、税関申告者は税関に関する法規に基づき輸出・輸入形態を変更できる。

第 30 条 税関申告書の登録

1. 税関申告書の登録方式は以下のよう規定される。

- a) 電子税関申告書は電子方式により登録される。
- b) 紙の税関申告書は税関機関において直接登録される。

2. 税関申告書は税関機関が税関申告者の申告を承諾した後に登録される。登録時点は税関申告書上に記載される。

税関申告書の登録を承諾しない場合、税関機関は書面又は電子方式によりその理由を税関申告者に通知する。

第 31 条 税関検査決定の根拠および権限

商品に関するリスクの分析・評価の結果および情報を根拠として、税関書類を処理する税関機関の最高責任者は、税関書類の検査および商品の物理的検査を決定する。

第 32 条 税関書類の検査

税関書類を検査する時、税関機関は、税関申告内容の確実性・完全性・適当性を税関書類の証書と合わせて検査し、輸出入品に対する商品管理施策、税務施策および関連のあるその他の法規の遵守を検査する。

税関書類の検査は、税関の電子データ処理システムを通じて実施される、または税関職員により直接実施される。

第 33 条 商品の物理的検査

1. 以下の場合の何れかに属する商品は物理的検査を免除される。

- a) 緊急な要求のために使用される商品。
- b) 国防・治安において専用的に使用される商品。
- c) 政府首相の決定に従うその他の特別なケースに属する商品。

2. 本条第 1 項で規定された商品に法律違反の兆候を発見した場合は物理的検査を実施する必要がある。

3. 本条第 1 項の規定に属さない商品に対し、物理的検査はリスク管理適用に基づき実施される。

4. 生きている動物、植物、保管しにくい物およびその他の特別な商品である場合、優先的に検査される。

5. 商品の物理的検査は、税関職員により直接または機械・技術設備・その他の業務方法で実施される。

本法律第 34 条に定められた場合を除き、税関申告書を登録し、商品が検査場所に移動された後、商品の物理的検査は、税関申告者または合法的代表者の存在（立会い）の下で実施する必要がある。

6. 隣国と共有する検査場所での商品の物理的検査は、各側の協議に基づき実施される。

7. 財務省大臣は商品の物理的検査を詳細に規定する。

第 34 条 税関申告者の不在時の商品の物理的検査

1. 以下の場合に、税関申告者が不在の時の商品の物理的検査は、商品を保管する税関機関の最高責任者が決定し、責任を負う。

- a) 治安保護のため。
- b) 衛生・環境保護のため。
- c) 法律違反の兆候が見られた場合。
- d) 輸入品が検問所に届いた日より 30 日を超えたにもかかわらず税関申告者が税関手続きを実施しに来ない場合。
- d) 法規に従うその他の場合。

2. 税関申告者が不在の時の商品の物理的検査は、以下的方式で行われる。

- a) スキヤナによる非侵入型検査。
- b) 税関機関の技術設備、その他の業務方法による検査。
- c) 商品を開梱して、検問所での国家機関の代表者、運送企業の代表者、港・倉庫・置き場の経営企業の代表者の立会いの下で直接検査すること。この検査は、文書を作成する必要があり、関連各側の署名を必要とする。

第 35 条 税関活動地区における商品・輸送手段の検査責任

1. 税関活動地区の範囲内で、税関機関は、商品・輸送手段を検査する責任を負う。

法規に基づき、商品・輸送手段に対し品質・医療・文化・動植物検疫・食品安全について専門的に検査する必要がある場合、税関機関は、専門的検査機関の検査結果を元に通関を決定する。

2. 専門的検査対象となる商品は、通関されるまで検問所で保管しなければならない。法規に基づいて、専門的検査を目的に商品が他の場所に移動することを許可される、または商品所有者から保管のために商品を搬入する旨の要求がある場合、保管場所は、税関監視についての条件を満たし、その商品は通関されるまで税関機関の監視を受けなければならない。

商品所有者は、税関機関が通関を決定するまで、専門的検査場所または商品所有者の保管場所で商品を保管・保存する責任を負う。

3. 商品に対する専門的検査期間は、関連の法規に基づくものとする。専門的検査機関は検査結果を受領した日より 2 営業日以内に税関機関に検査結果を通知する責任を負う。

4. 税関支局長は、商品・輸送手段を迅速に通関することを確保するために検問所での専門的検査機関と共同して検査する。

第 36 条 商品の開放

1. 商品の開放とは、税関機関が以下の条件を十分に満たした場合に商品の輸出・輸入を許可することである。

a) 商品が輸出・輸入のための条件を満たしたにもかかわらず、正式に納付すべき税額を確定できていない場合。

b) 税関申告者が自らの税額申告・計算に基づき、納税した、または金融機関により税額を保証された場合。

2. 正式に納付すべき税額の確定期間は、商品の開放日より 30 日を超えないものとする。商品を鑑定する必要がある場合、この期間は鑑定結果を受領した日から数える。

3. 税関機関の納付すべき税額の確定結果に合意しない場合、税関申告者は申し出る権利を有する。申出と申出の解決は苦情法の規定に基づき実施される。

第 37 条 商品の通関

1. 商品は税関手続きが完了した後に通関される。

2. 税関申告者が税関手続きを完了させたにもかかわらず、規定期間に納付すべき税額を納付していない、または完納していない場合、商品は金融機関により納付すべき税額を保証され、または税法の規定に従う納税期間を適用された時に通関される。

3. 商品所有者が罰金の形式で税關に関する行政違反により処罰され、その商品が輸出・輸入を許可される場合、税関機関や国家管轄機関

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

の処罰決定の実施を目的に罰金を納付した、または金融機関により納付すべき税額を保証されれば、その商品は通関されることができる。

4. 輸出・輸入の条件を十分に満たすことを確定するために検査・分析・鑑定が必要となる商品に対し、税関機関は、法規に基づき、専門的検査機関の検査・分析・鑑定の結論または検査免除の通知書に従い輸出・輸入できることを確定した後のみに商品を通関する。

5. 緊急な要求に使用される商品、治安・国防に専用的に使用される商品、優遇・免除の権利を享受する外交官のバッグ、領事のバッグ、機関・組織・個人の荷物は、本法律第50条、第57条の規定に基づき、通関される。

第38条 税関監視の対象、方法および期間

1. 税関監視の対象は、税関監視を受けている商品、輸送手段、商品の国内輸送手段を含む。

2. 税関監視は以下の方法で実施される。

- a) 税関封印
- b) 税関職員による直接監視
- c) 技術手段・設備の使用

3. 税関監視の対象に関するリスクの分析・評価の結果およびその他の情報を元に、税関機関は適切な監視方法を決定する。法律違反の兆候が見られた場合、税関機関は、商品の物理的検査を行う。

4. 税関監視の期間

a) 輸入品は、税関活動地区に搬入されてから、通関・開放されて、税関活動地区から搬出されるまで税関監視を受ける。

b) 商品の物理的検査を免除される輸出品は、通關されてから税関活動地区から搬出されるまで税関監視を受ける。物理的検査が必要な場合、輸出品は、商品の物理的検査を開始してから税関活動地区から搬出されるまで税関監視を受ける。

c) 通過商品は、最初の輸入検問所に搬入されてから最後の輸出検問所から搬出されるまで税関監視を受ける。

d) 輸送手段に対する税関監視期間は、本法律第68条の規定に基づき実施される。

第39条 税関監視の活動における税関機関の責任

1. 本法律の規定に基づき、商品の輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に対し便宜を図り、税関管理を確保するために、適切な監視方法を実施すること。

2. 本法律の規定に基づき税関監視を確保するために、技術手段・設備を使用すること。

3. 税関申告者、港・倉庫・置き場の経営企業、輸出用の商品生産事業所、各関連当事者の税関監視についての規定の遵守を案内・検査すること。

第 40 条 税関監視活動における税関申告者、輸送手段の指導者または運転者の責任

1. 税関機関が本法律の規定に基づき、税関監視を実施するために遵守し、便宜を図ること。

2. 商品の現状および税関封印を確保し、税関機関により承諾された路線・ルート・時間通りに商品を運送すること。商品が紛失・遺失または故障した場合、税関申告者は、法規に基づき責任を負うこと。

3. 商品を税関機関に申告した目的通りに使用すること。

4. 税関機関が適切な税関監視方法を適用するように規定に従う条件を満たす商品の輸送手段を利用すること。

5. 要求された際に検査を受けるように税関機関に書類および商品を提示すること。

6. 商品の現状・税関封印を確保できず、または路線・ルート・時間通りに商品を運送できない不可抗力の場合、発生する損失を制限・防止するための必要な措置を適用した後、処置するよう税関機関に直ちに通知すること。税関機関に直ちに通知できない場合、適切な地区によって、確認するために公安機関・国境警備隊・沿岸警備隊に通知すること。

第 41 条 税関監視活動における港・倉庫・置き場の経営企業の責任

1. 税関機関の要求に従い、税関監視に使用される技術手段・設備を設置する場所を配置すること。

2. 保管を目的に搬入され、港・倉庫・置き場から搬出される税関監視を受けている商品を管理するために、企業の商品管理情報システムを税関機関の電子通関システムと接続すること。

3. 保管を目的に搬入され、港・倉庫・置き場から搬出される商品の証書・帳簿・データの管理・統計・保管を法規に基づき実施し、要求された場合、税関機関に提示・提供すること。

4. 港・倉庫・置き場で搬出・搬入・保管される商品を観察・検査・監視するために情報を提供し、税関機関と共同すること。

5. 税関機関の監視・管理の要求に従い、港・倉庫・置き場において商品の現状を保管・整理・保管すること。

6. 税関機関の証書がある場合のみに、港・倉庫・置き場への搬出・搬入を許可すること。

7. 違反商品の処分について管轄機関の決定を履行すること。

第 2 節

企業に対する優先制度

第 42 条 優先制度の適用条件

1. 企業は、次の条件を満たせば、優先制度の適用を受ける。
 - a) 2年連続で税関法および税法を遵守すること。
 - b) 年次輸出入金額が規定レベルを達成すること。
 - c) 電子税関手続き、電子税務手続きを実施し、税関機関のネットワークに接続する企業の輸出・入出活動を管理するための情報技術システムを持つこと。
 - d) 銀行を通じて支払いを行うこと。
 - e) 内部監査システムを持つこと。
 - f) 会計・監査に関する法規を厳守すること。
2. 優先企業に関する相互承認協定をベトナムと締結した国家・領土に属する優先企業は、本法律の規定に基づき優先制度を適用される。
3. 政府は、優先制度を適用される企業に対し条件、承認・延長・一時停止・中止の手続き、優先制度、管理を詳しく規定する。

第 43 条 企業に対する優先制度

1. 法律違反の兆候が見られた場合または法律順守を評価するためのランダムチェックの場合を除き、税関手続きの実施過程における税関書類に属する関連証書の検査と商品の物理的検査を免除される。
2. 未完成の税関申告書または税関申告書の代替証書で税関手続きを実施できる。未完成の税関申告書を登録した日または税関申告書の代替証書を提出した日より 30 日以内に、税関申告者は完成の税関申告書および税関書類に属する関連証書を提出しなければならない。
3. 税法の規定に基づき、商品に対する税務についての手続きを実施する時に優先される。

第 44 条 優先制度の実施における税関機関の責任

1. 税関総局長は、企業に対し、優先制度適用の検討・承諾・延長・一時停止・中止を行う。
2. 各レベルの税関機関は以下の責任を有する。
 - a) 企業の法律順守の検査・監視・評価をすること。
 - b) 税務および税関についての施策・法規を案内すること。

第 45 条 優先制度の適用を受ける企業の責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

1. 毎年、税関機関に監査報告書、決算報告書を定期的に提供すること。
2. 税関機関の検査・監視の規定を順守すること。
3. 企業に対しての管轄機関の税務・会計についての法律違反の処分決定を税関機関に通知すること。

第3節

商品・動産・荷物に対する税関検査・監視

第46条 一時輸入・再輸出商品に対する税関検査・監視

1. 一時輸入と再輸出の税関手続きは検問所での税関支局で実施される。
2. 一時輸入・再輸出商品に対する税関検査・監視は以下のように規定される。
 - a) 一時輸入・再輸出商品は、検問所または税関検査・監視を受ける場所で保管しなければならない。
 - b) 一時輸入・輸出商品は、一時輸入の税関手続きを実施してからベトナム領土から再輸出されるまで税関検査・監視を受ける。税関申告者または一時輸入・再輸出の経営企業は、ベトナムでの保持過程中にわたくて一時輸入品を保管し、その一時輸入品を再輸出する責任を負う。
3. 一時輸入品は、規定期間内で再輸出しなければならない。再輸出せずに、国内消費へ変更される場合、輸入品と同様に税関手続きを実施しなければならない。

第47条 免税店で販売される商品に対する税関検査・監視

1. 免税店で販売する商品は、免税店管理税関支局で税関手続きを実施される。
2. 免税店で販売する商品に対する税関検査・監視は以下のように規定される。
 - a) 免税店で販売する商品は、税関監視の要求を満たすために免税商品を販売する企業の免税店および倉庫で保管しなければならない。商品の保管期間は税関手続きが完了した日より 12 ヶ月を超えないこと。妥当な理由がある場合、免税店を管理する税関支局長は、12 ヶ月を超えない範囲において一回延長をする。
 - b) 免税店で販売する商品は、税関手続きを実施する時から販売・輸出される時、または法規に基づき処分される時まで、税関の検査・監視を受ける。
3. 免税店での販売用一時輸入品は、国内消費へ変更されれば輸入品と同様に税関手続きを実施しなければならない。

第 48 条 一時輸入品、一時輸出品に対する税関検査・監視

1. 一時輸入品、一時輸出品は以下を含む。
 - a) 商品を収納するための循環手段
 - b) 作業のために一定の期間で使用される機械・設備・職業の道具
 - c) 生産・施工を目的に貸借契約書に従う施工用機械・設備・手段、金型、サンプル
 - d) 船舶・外国飛行機の取替え・修理のために輸出される船舶所有者の部品・付属品
 - e) フェア、展覧会、展示会に出展する商品
 - f) 法規に基づくその他の商品
2. 規定の期間内において、一時輸出品は再輸入し、一時輸入品は再輸出し、税関手続きを実施する必要がある。
3. 税関申告書一枚に属する一時輸出品・一時輸入品は、複数の再輸入・再輸出の税関申告書に該当する様々な便により再輸入・再輸出される。
4. 再輸入されない一時輸出品、再輸出されない一時輸入品は、販売・寄贈・交換される場合、輸出入品と同様に税関手続きを実施しなければならない。
5. 政府は本条を詳細に規定する。

第 49 条 寄贈品・贈呈品に対する税関検査・監視

1. 寄贈品・贈呈品である商品は、税関手続きを実施しなければならない。条件付きの輸出入品であれば、条件付きの輸出入品に関する法規に基づき実施しなければならない。

輸出入禁止品目の一覧に属する寄贈品・贈呈品である商品の輸出・輸入は禁止される。

2. 免税される寄贈品・贈呈品である商品の制限量は、税法の規定に基づく。

第 50 条 緊急な要求に使用される商品、治安・国防に専用的に使用される商品に対する税関検査・監視

1. 緊急な要求のために使用される商品は、災害・疫病の影響克服または緊急な救助要求に使用される商品である。

緊急な要求のために使用される商品は、国家管轄機関の確認書が必要となる。

税関申告者は税関手続きを実施するために未完成の税関申告書または税関申告書の代替証書を使用できる。税関機関は、未完成の税関申告書または税関申告書の代替証書に基づき商品の通関を決定する。

未完成の税関申告書を登録した日または税関申告書の代替証書を提出した日より 30 日以内に税関申告者は完成した税関申告書および税関書類に属する関連証書を提出しなければならない。

2. 治安・国防に専用的に使用される商品

a) 国防省大臣または公安省大臣の確認書に基づく治安・国防に専用的に使用される商品に対し、税関申告者は税関手続きを実施するために未完成の税関申告書を使用できる。税関機関は未完成の税関申告書に基づき商品の通関を決定する。

未完成の税関申告書を登録した日より 30 日以内に、税関申告者は完成の税関申告書および税関書類に属する関連証書を提出しなければならない。

b) 国防省大臣または公安省大臣の確認書に基づき機密を守ることが求められる治安・国防に専用的に使用される商品は、税関申告および物理的検査を免除される。

第 51 条 国境住民の売買・交換商品に対する税関検査・監視

1. 国境住民の売買・交換商品は、ベトナムの国境住民およびベトナムとの国境共有国の国境住民の通常の生活・生産に使用される商品である。

2. 国境住民の売買・交換商品は、税関検査・監視を受けなければならない。税関機関がないところにおいては、本法律の規定に基づき国境警備隊の検査・監視を受けること。

第 52 条 郵便・速達サービスを通じる輸出入品に対する税関検査・監視

1. 郵便・速達サービスを通じる輸出入品は、税関手続きを実施し、税関検査・監視を受けなければならない。

2. 税関申告を委任される者が、郵便サービスの提供企業、国際速達サービスの経営企業である場合、本法律第 18 条の規定に基づき、税関申告者の責任を履行する必要がある。また、通関された後のみに商品を配達することを許可される。

第 53 条 動産に対する税関監査・監視

個人・家庭・組織の動産は、税関手続きを実施し、税関の検査・監視を受けなければならない。

動産である商品を輸出・輸入する個人・組織は、ベトナムまたは外国での滞在・活動を証する書類を持たなければならない。

第 54 条 出国者・入国者の荷物に対する税関検査・監視

1. 出国者・入国者の荷物は検問所で税関検査・監視を受けなければならない。

2. 免税限度額を超えた出国者・入国者の荷物は輸出入品と同様に税関手続きを実施しなければならない。

出国者・入国者は、検問所で倉庫に荷物を預け、入国・出国時に受け取ることができる。

3. 免税される荷物の基準・制限量は、税法の規定に基づき実施される。

第 55 条 出国・入国者の現金での外貨・ベトナムドン、有価証券、金、貴金属、宝石に対する税関検査・監視

1. 現金での外貨・ベトナムドン、有価証券、金、貴金属、宝石を持参する出国・入国者は税関検査・監視を受けなければならない。

2. ベトナム国家銀行の規定制限量を超える現金での外貨・ベトナムドン、有価証券、金、貴金属、宝石を持参する入国者は検問所で税関申告を行わなければならない。

3. ベトナム国家銀行の規定制限量を超える現金での外貨・ベトナムドン、有価証券、金、貴金属、宝石を持参する出国者は検問所でベトナム国家銀行の規定に基づき税関申告を行い、書類を提示しなければならない。

第 56 条 輸送手段上の商品に対する税関検査・監視

1. 輸送手段上の用具である商品は税関手続きを実施する必要がないが、税関検査・監視を受けなければならない。

2. 入国輸送手段から購入される商品は輸入品と同様に税関手続きを実施しなければならない。

3. 出入国用の輸送手段のために使用される供給商品は輸出品と同様に税関手続きを実施しなければならない。

第 57 条 優遇・免除制度を受ける機関、組織、個人の外交官のバッグ・領事のバッグ・荷物・輸送手段に対する税関検査・監視

1. 本法律に定められた優遇・免除制度は税関申告・税関検査に関する優遇と免除を含む。

2. 外交官のバッグ、領事のバッグは税関申告・税関検査を免除される。

在ベトナムの在外公館・領事館・国際組織の代表機関向けの優遇と免除に関する法規に基づき優遇・免除制度を受ける対象者の荷物、輸送手段は税関検査を免除される。

3. 外交官のバッグ、領事のバッグがベトナム社会主義共和国が加盟する外交・領事の関係に関する国際条約に反する目的に悪用されると判定できる根拠がある場合、または荷物・輸送手段の中に輸出入禁止品

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

目一覧に属する商品、優遇・免除制度享受対象外の商品がある場合、税関総局長はその国際条約の規定に従い処理を決定する。

第 58 条 税関検査・監査、在庫品の処置

1. 税関活動地区に属する港・在庫・置き場で保管される在庫品は以下を含む。

a) 商品所有者が放棄だと発表する、又は放棄を表す行為を実施する商品。

商品所有者が法律違反兆候のある商品に対して放棄するまたは放棄を表す行為を実施することを認めない。

b) 検問所に到着した日より 90 日を超えたにもかかわらず、受領に来る人がいない輸入商品。

c) 港・倉庫・置き場の経営企業により荷役過程において収集される商品。

d) 船荷証券・商品申告書外で輸入されるが、受領に来る人がいない商品。

2. 税関機関は本条第 1 項に定められた商品が密輸商品だと確認するための根拠を持つ場合、法規に基づき処分を行う。

3. 本条第 1 項 b、c、d に定められた商品に対し、受領者がいない場合、税関機関はマスコミを通して公開的に通知する。通知日から 60 日以内に商品所有者が受領に来る場合、税関手続きを実施でき、行政違反処分に関する法規に基づき処罰される。受領者がいない場合、本条第 6 項の規定に基づき処分する。

4. 本条第 1 項に定められた商品が壊れやすい品、冷凍品、危険有害性の化学薬品、有効期限がもうすぐ切れる商品である場合、本法規および関連のあるその他の法規に基づき適時に処分しなければならない。

5. 港・倉庫・置き場の経営企業は在庫品を保管するために税関監視条件を満たす港・倉庫・置き場の位置を配置し、本条第 6 項の規定に従い在庫品を処分するために共同する責任を負う。

6. 在庫品の処分は以下のように実施される。

a) 在庫品に対し、税関機関は法規に基づき処分を行う。在庫品を販売する場合、販売代金は販売費用および港・倉庫・置き場の経営企業における港・倉庫・置き場での保管費用を控除した後に国家予算に納付される。

b) 環境汚染を及ぼす商品に対し、輸送手段所有者、輸送手段の運転者又は輸送手段所有者に委任される者はベトナム領土から該当商品を搬出する責任を負う。輸送手段所有者、輸送手段の運転者又は輸送手段

所有者に委任される者を確定できない場合、税関機関は主催で、港・倉庫・置き場の経営企業、地方政府および関連機関と共同して、焼却を実施する。

第 4 節

輸出品加工・生産用の輸入品に対する税関検査・監視

第 59 条 輸出品加工・生産用の輸入品に対する税関検査・監視における税関機関の責任

1. 輸出品加工・生産用の輸入原材料である商品は、輸入時から製品の生産工程中、商品が輸出されるまたは使用用途が変更されるまでに税関検査・監視を受けなければならない。
2. 税関機関は以下の責任を負う。
 - a) 加工・生産事業所、輸出品加工・生産用の原材料を輸入する組織・個人の加工・生産能力を検査すること。
 - b) 輸出品加工・生産工程における輸入原材料の使用、輸出品の加工・生産を行う組織・個人の在庫品量を検査すること。
 - c) 輸出品生産・加工用の原材料を輸入する組織、個人の原材料の決算・管理・使用を検査すること。
3. 本条で規定された税関検査・監視はリスク管理原則に基づき実施される。

第 60 条 輸出品の加工・生産を行う組織、個人の責任

1. 輸出品の加工・生産事業所を税関機関に通知すること。
2. 輸出品の加工・生産の目的のために輸入原材料を使用すること。使用用途を変更する場合、本法規に従い税関手続きを実施しなければならない。
3. 輸出品、輸出品加工・生産用の原材料を生産エリア内で保管すること。生産エリア外で保管する場合、税関機関の承諾を必要とする。
4. 生産・加工事業所への搬入搬出商品に関する証書、帳簿、データの管理・会計・統計・保管を十分に実施すること。また、税関機関が検査する時、帳簿、証書、商品を提示する必要がある。
5. 税関法の規定に基づき輸入原材料、輸出品の管理・使用についての決算報告を実施する。

第 5 節

一時保管倉庫、保税倉庫、単品収集場所の

商品に対する税関検査・監視

第 61 条 一時保管倉庫、保税倉庫、单品収集場所に預けられる商品

1. 一時保管倉庫に預けられる商品は倉庫に預けられた日より 12 ヶ月以内に保管される。妥当な理由がある場合、一時保管倉庫を管理している税関局長により 12 ヶ月を超えない範囲において一回延長される。

2. 原材料は預けられた日より 12 ヶ月以内に輸出品生産を目的に保税倉庫で保管される。生産プロセスの要求による妥当な理由がある場合、保税倉庫を管理している税関支局長により延長される。延長期間は生産プロセスに合わせるものとする。

3. 单品収集場所へ搬入される商品は税関手続き未実施の輸入品、税関手続き済みの輸出品、或いは税関申告書を登録されたにもかかわらず商品の物理的検査が单品収集場所で行われる輸出品を含む。

商品は单品収集場所へ搬入された日より 90 日以内に单品収集場所で保管される。妥当な理由がある場合、单品収集場所を管理している税関支局長により 90 日を超えない範囲において一回延長される。

第 62 条 一時保管倉庫、保税倉庫、单品収集場所の設立条件

1. 一時保管倉庫、单品収集場所は以下のような場所がある地区で設立される。

a) 内陸で設立される海港、国際民間空港、輸出入用の港、陸路の検問所、国際一貫輸送の鉄道駅。

b) 工業団地、ハイテクパーク、非関税区および法規に基づくその他の地域。

2. 保税倉庫は輸出品生産企業の工場エリアにおいて設立される。

3. 税関総局長は一時保管倉庫・保税倉庫・单品収集場所の設立、活動期間の延長・一時停止・終了を決定する。

4. 政府は一時保管倉庫・保税倉庫・单品収集場所の設立および活動を詳細に規定する。

第 63 条 一時保管倉庫・单品収集場所の経営企業・单品収集サービスの経営企業、商品および保税倉庫の所有者の権限・義務

1. 一時保管倉庫の経営企業、一時保管倉庫に預かれる商品の所有者は以下のような権限および義務を有する。

a) 一時保管倉庫の経営企業は、一時保管倉庫に預けられた商品受領の契約を実施し、商品所有者との協議により一時保管倉庫内の商品を移動できる。

一時保管倉庫の経営企業は税関機関の検査要求を実施する責任を負う。一時保管倉庫の経営企業は定期的に3ヶ月に1回、商品の現状および一時保管倉庫の活動状況について一時保管倉庫を管理している税関局に書面で通知しなければならない。

b) 商品所有者は税関職員の監視の下、包装補強・商品分類・商品サンプリングおよびのその他の作業を実施でき、商品の所有権を移転することができる。商品がある一時保管倉庫から別の一時保管倉庫へ移動することは、該当商品保管の一時保管倉庫を管理している税関局長の書面による承諾を受けなければならない。

2. 保税倉庫の所有者は以下の権限・義務を有する

- a) 輸出品生産用の輸入原材料である商品を保持すること。
- b) 保税倉庫内で商品の整理、再梱包、移動をすることができる。
- c) 保税倉庫内の原材料を生産に導入する想定計画を税関機関に事前に通知すること。

d) 定期的に3ヶ月に1回、商品の現状および保税倉庫の活動状況について保税倉庫を管理している税関局に書面で通知しなければならない。

d) 最遲毎年の1月31日に、輸入税関申告書・保税倉庫に搬入された原材料数量のまとめ表を作成し、輸出税関申告書および前年の輸出済みの商品量をまとめて、保税倉庫を管理している税関局に送付する。

3. 商品所有者、单品収集場所の経営企業、单品収集サービスの経営企業は以下の権限・義務を有する。

a) 商品所有者は商品の所有・梱包・再梱包・補強・修理・保管に関する権限の移転を実施することができる。

b) 单品収集サービスの経営企業は、複数商品所有者の同一のコンテナーで運送される各商品ロットの分割・まとめ、保管商品の整理・再整理をすることができる。

c) 单品収集場所の経営企業は定期的に3ヶ月に1回、商品の現状および单品収集場所の経営企業の活動状況について单品収集場所を管理している税関局に書面で通知しなければならない。

4. 一時保管倉庫の経営企業、单品収集場所の経営企業、保税倉庫の所有者は本法規に基づき税関検査・監視を実施するために会計・統計を行い、電子方式および税関機関とのインターネット接続方式による商品管理用技術的設備・手段を整備する責任を負う。

5. 一時保管倉庫の経営企業、单品収集場所の経営企業、单品収集サービスの経営企業、保税倉庫の所有者、商品所有者は一時保管倉庫、保税倉庫、单品収集場所の活動に関して法規通りに実施する責任を負う。

第 6 節

税関監視を受ける運送商品に対する税関手続き、税関検査・監視

第 64 条 税関監視を受ける運送商品に対する税関手続き

1. 税関監視を受ける運送商品は通過商品と検問所変更商品を含む。
2. 税関監視を受ける商品を運送する際、税関申告者は商品運送申告書に記載し、本法律第 24 条第 1 項 b の規定に基づき証書を提出または提示しなければならない。
3. 税関機関は、税関検査を受ける商品運送許可を決定するために、税関申告者が提示した商品運送申告書の受入、証書および商品の検査を行う。
4. 税関監視を受けている商品を運送する期間中で、税関申告者が商品ロットの積替え・乗り換え・倉庫保管・分割を実施し、運搬方式或いはその他の作業を変更する場合、実施前に税関機関に通知し、承諾を得なければならない。税関機関は税関申告者の通知を受領してから 2 時間以内に回答する責任を負う。

第 65 条 運送の路線・時間

1. 税関監視を受けている商品は路線・検問所・期限通りに運送しなければならない。
2. 通過商品の運送路線は、交通運輸省大臣の規定に基づくものとする。
3. 検問所変更商品の運送路線は、税関申告者により登録され、書類の受入・処理を行う税関機関により承諾される。

第 7 節

輸送手段に対する税関手続き、税関検査・監視

第 66 条 輸送手段情報の通知

輸送手段の所有者・運転者、輸送手段所有者に委任される者或いは運送証書発行者は入国・出国する前に、輸送手段上の輸出入品、出入国旅客について、直接、または国家ワンストップ情報システムを経由して税関機関に通知しなければならない。

第 67 条 輸送手段に対する税関手続き実施場所

輸送手段は出国・入国する際に、検問所を通過しなければならない。

入国輸送手段は最初の入国検問所にて税関手続きを実施しなければならない。出国輸送手段は最終の出国検問所にて税関手続きを実施しなければならない。

第68条 輸送手段に対する税関監視を受ける路線・時間

1. 入国・出国・通過する外国の貿易輸送手段は規定の路線通りに移動し、税関活動地区に到着してからベトナム領土を出るまで（移動中でも）税関監視を受けること。
2. 入国するベトナム貿易輸送手段は税関活動地区に到着してから（輸入手続き実施のために）輸送手段上の輸入品が全て荷降ろしされるまで、税関監視を受けること。
- 出国するベトナム貿易輸送手段は輸出品の積込開始時からベトナム領土を出るまで税関監視を受けること。
3. 貿易を目的としない入国・出国・通過の輸送手段は、出入国の検問所或いは法規に基づくその他の場所で税関手続きを実施する際、税関検査・監視を受けること。
4. 輸送手段に不法品を隠していると判定するための根拠、その他の違法兆候があれば、輸送手段に対する税関手続きを行う税関機関の最高責任者と税関監督隊のリーダーは、検査を目的に輸送手段の出発の一時停止或いは中止を決定する。検査することは法規に基づき実施し、また、決定を出す者は法律に対し自らの決定について責任を負わなければならぬ。

第69条 輸送手段に対する税関手続き

1. 輸送手段に対する税関手続きを実施する際、輸送手段の所有者・運転者もしくは輸送手段の所有者に委任される者は税関を申告し、税関手続きを実施するために船荷証券を提出・提示し、輸送手段上の商品・物品に関する情報・証書を提供しなければならない。

関連証書が税関検査の要求を満たした場合、輸送手段の所有者・運転者もしくは輸送手段の所有者に委任される者は輸送手段上の出入国者の荷物・輸出入商品を除き、税関申告を行う必要がない。

2. 税関申告書の申告・提出期限は以下のように規定される。
 - a) 通過輸送手段に対し、最初の入国検問所に到着した直後且つ輸送手段が最終の出国検問所を通過する前に、税関手続きが実施される。
 - b) 入国する海路による輸送手段に対し、港湾局が入国輸送手段がパイロットの位置に到着したと通知した後最遅2時間以内に税関手続きが実施される。出国する海路による輸送手段に対し、出国する前に最遅1時間以内に実施する。
 - c) 入国・出国する空路による輸送手段に対し、入国輸送手段が検問所に到着した直後且つ運送業者が輸出品・出国旅客の受入手手続き実施を終了する前に実施する。
 - d) 入国・出国する鉄道・陸路・河川路による輸送手段に対し、輸送手段が最初の入国検問所に到着した直後且つ最終の出国検問所を通過する前に実施する。

3. 軍事用輸送手段、国防・治安維持に使用されるその他の輸送手段は税関手続きを実施し、税関検査・監視を受けなければならない。

4. 政府は輸送手段に対する税関手続き、税関検査・監視の手続きを規定する。

第 70 条 輸送手段上の商品・荷物の乗り換え・車両の変更・車両の切り離し・荷役

税関検査・監視を受けている輸送手段上の商品・荷物の乗り換え・車両の変更・車両の切り離し・荷役は、税関機関の同意を得た時のみ実施される。

乗り換え・車両の変更・車両の切り離しの商品は、包装・箱・パッケージの現状を保たなければならない。

第 71 条 国内運送と結合する国際運送、輸出入品の運送と結合する国内運送

1. 輸送手段は、国際運送時に国家管轄機関の許可を得て、財務省大臣の規定に基づく税関監視の条件を十分に満たせば、国内運送と結合することができる。

2. 輸送手段は、国内運送時に国家管轄機関の許可を得て、財務省大臣の規定に基づく税関監視の条件を十分に満たせば、税関監視を受けている輸出入品の運送と結合することができる。

第 72 条 空港、海港、国際一貫輸送の鉄道駅における最高責任者の責任

空港、海港、国際一貫運送の鉄道駅における管轄機関・組織の最高責任者は、船舶・飛行機・国際一貫運送列車の到着・出発時間、駐車場、船舶・飛行機・国際一貫運送列車への荷役時間に関する情報について税関機関に通知する責任を負う。

第 8 節

知的財産権の保護を必要とする輸出入用商品の税関手続きの 検査・監視・一時停止

第 73 条 税関手続きの検査・監視・一時停止の原則

1. 知的財産に関する法規により保護された知的財産権の所有者は、税関機関に対し、侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの検査、監視または一時停止の対策適用を要請することができる。

2. 知的財産権の所有者または法的に委任された者が書面で税関手続きの一時停止を要請し、法的な所有権の証拠、知的財産権侵害の証拠を提供し、法規により不正な税関手続きの一時停止で発生した損害及び費用の賠償を確保するために所定の金額または金融機関の保証書類を支払った、または提出した場合のみに、税関機関は輸出入用商品に対する税関手続きの一時停止を決定する。

3. 本法に規定する侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの一時停止に関する規定は、人道援助品、移動資産、優遇政策や免除対象品、免税対象の荷物、ギフト、贈り物や通過貨物に適用されない。

第 74 条 税関手続きの検査・監視・一時停止の要請手続き

1. 知的財産権の所有者は直接、または法的に委任された者を通じて、侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの検査、監視または一時停止を書面にて税関機関に要請することができる。

2. 検査・監視の場合、知的財産権の所有者または法的に委任された者は、費用および手数料に関する法律に従い、費用および手数料を支払い、税関機関に以下の書類を全て提供しなければならない。

a) 依頼書。依頼書提出委任の場合は委任書。

b) 工業所有権の保護証明書の写し、または工業所有権がベトナムで保護されていることを証明するその他の書類、または工業所有権対象物の使用権限譲渡契約登録証明書の写し、著作権の登録証明書、著作権、著作権に関連する権利、植物品種権登録証明書の写し、または著作権、著作権に関連する権利、植物品種権を証明するその他の書類。

c) 知的財産権を侵害する商品の詳細な記述書、写真、純正品と知的財産権の侵害品を区別する特性。

d) 監視を必要とする商品の法的輸出入者一覧、知的財産権を侵害する可能性のある商品の輸出入者一覧。

知的財産権の保護を必要とする商品の税関検査・監視対策を適用する期限は、税関機関が知的財産権の保有者の要請を受理した日から 2 年間である。この期限はさらに 2 年間延長できるが、知的財産に関する法律の規定による関連の知的財産権対象物の保護期間を超えないものとする。

3. 税関手続きの一時停止を要請した場合、知的財産権の所有者または法的に委任された者は、本条第 2 項に定められた書類を税関機関に提供し、法規により不正な税関手続きの一時停止で発生した損害及び費用を賠償するために契約書に書いてある価格での商品ロットの価値の 20%相当金額を支払うか、または金融機関の保証書類を提出しなければならない。侵害の疑いがある商品ロットの価値が分からぬ場合、少なくとも 2,000 万ドンを支払わなければならない。

第 75 条 税関手続きの検査・監視・一時停止の依頼書の受理及び処理

1. 受理先：
 - a) 税関支局は税関手続きの一時停止依頼書を受理する。
 - b) 税関総局は税関手続きの検査・監督依頼書を受理する。
2. 税関機関は、次の期限までに、該当の依頼書を受理するかしないかを書面で申請者に通知しなければならない。
 - a) 本法第 74 条の第 2 項に定められたすべての書類を受領した日から遅くとも 20 日以内。
 - b) 本法第 74 条の第 3 項に定められたすべての書類を受領した日から遅くとも 20 時間以内。

拒否する場合、理由を明記した書面で返事しなければならない。

第 76 条 税関手続きの一時停止の手続き

1. 税関手続きの検査・監督依頼書を税関機関に受理された申請者に対する税関手続きの一時停止の手続きは次の通りである。
 - a) 知的財産権侵害の疑いがある貨物を検出した場合、税関機関は税関手続きを一時停止し、すぐに申請者に書面で通知する。
 - b) 税関機関の通知を受領した日から 3 営業日以内に、申請者が税関手続きの一時停止を書面で要請しない場合、税関機関は規定に従って税関手続きを実施し続ける。

申請者が書面で一時停止を要請すると同時に、本法第 74 条第 3 項の規定による金額を支払った、または保証書類を提出した場合、税関機関は税関手続きの一時停止を決定する。
2. 知的財産の所有者が知的財産権侵害の疑いがある商品に対する税関手続きの一時停止を要請したが、検査・監視依頼書を提出していない場合、税関機関は、本法第 74 条第 3 項の規定を満たした場合、税関手続きの一時停止を決定する。
3. 税関手続きの一時停止の期間は、税関機関が決定した日から 10 営業日以内である。一時停止を要請した者が正当な理由がある場合、一時停止を要請した者が本法第 74 条第 3 項に定められた金額を支払ったか、または保証書類を提出した上、この期限を延長することができるが、20 日を超えないものとする。
4. 本条第 3 項に定められた一時停止期間の満了後、一時停止を要請した者が民事訴訟を提起せず、税関機関が行政違反処分手続きを従つて、受理を決定しない場合、税関機関は該当の商品に対する税関手続きを実施し続ける。

本条第 3 項に定められた一時停止期間の満了までに、一時停止を要請した者が依頼書を撤回し、税関機関が行政違反処分手続きを従って受理を決定しない場合、税関機関は該当の商品に対する税関手続きを実施し続ける。

5. 知的財産権の所有者または法的に委任された者は、商品の倉庫費、積み降ろし費および保管費を含めて、不正な税関手続きの一時停止で発生した費用全てを荷主に支払わなければならない。

6. 知的財産権の所有者または法的に委任された者が、税関機関または権限のある機関の決定による発生費用及び損害賠償を支払った後、税関機関は知的財産権の所有者または法的に委任された者に保証金額を払い戻す。

7. 納税期限（もしあれば）は、税関機関が商品ロットに税関手続きの継続を決定した日から計算される。

第 9 節 通関後の検査

第 77 条 通関後の検査

1. 通関後の検査とは、税関機関が税関書類、会計帳簿、会計証書や商品に関するその他の書類、資料、データをチェックする活動と、必要な場合で且つ検査期間が残る場合に通関された後の商品の物理的検査の活動である。

通関後の検査の目的は、税関申告者が税関機関に申告・提出・提示した証書、書類の内容の正確性と真実性を評価し、税関法と税関申告者の輸出入管理に関する法律のその他の規定の遵守を評価することである。

2. 通関後の検査は税関機関、税関申告者の本所で実施される。

税関申告者の本所は本所、支店、店舗、製造所、商品保管所を含む。

3. 通関後の検査の期限は、税関申告登録日から 5 年である。

第 78 条 通関後の検査の各ケース

1. 税関法律と輸出入管理に関する法律のその他の規定に違反した疑いがある場合の検査。

2. 本条第 1 項に記載されたケース以外の場合、通関後の検査はリスク管理の適用に基づいて行われる。

3. 税関申告者の法律順守の検査。

第 79 条 税関機関の本所での通関後の検査

1. 税関総局の総局長、支局長は、通関後の検査の決定を行い、税関申告者に対し、検査中の書類に関する貿易領収書、輸送書類、売買契約、商品の原産地証明書、支払伝票、商品の書類や仕様書の提供と関連する内容の説明を要請する。

検査期間は検査決定書で指定されるが、5営業日以内とする。

2. 通関後の検査の決定は、検査する前に署名日から3営業日から5営業日以内に税関申告者に送付しなければならない。

税関申告者は税関機関の要求に応じて、説明し、検査中の税関書類に関する書類や証書を提供する責任を負う。

検査中に、税関申告者は説明し、税関書類に関する情報や資料を補足する権利を有する。

3. 検査結果の処理は以下の通りである。

a) 提供された情報、証書、資料及び説明した内容が税関申告内容が正しいことを証明した場合、税関書類が受理される。

b) 税関申告内容が正しいことを証明できなかった、または税関申告者が書類、証書、資料を提供せず、検査要求に応じて説明しなかった場合、税関機関は、税法、行政違反の取り扱いに関する法律の規定に従って処理を決定する。

4. 検査決定者は検査終了日から5営業日以内に検査結果通知書に署名し、税関申告者に送付しなければならない。

第80条 税関申告者の本所での通関後の検査

1. 通関後の検査の決定権限：

a) 税関総局の総局長、通関後の検査局の局長は、全国範囲で通関後の検査の決定を行う。

b) 税関局の局長は、自ら局の管理領域範囲で通関後の検査の決定を行う。

担当する管理領域範囲外の企業を検査することになった場合、税関局は税関総局に報告して該当の担当機関に割り当てるようにしてもらう。

税関申告者の法律遵守の評価は、税関総局の局長が公表した年次通関後の検査計画に従って実施される。

2. 通関後の検査の期限：

a) 通関後の検査の期限は検査決定書で指定されるが、10営業日以内とする。検査時間は検討開始日から計算される。検査範囲が大きくて内容が複雑である場合、検査を決定した人は、その期限を1回延長することができるが、10営業日を超えないものとする。

b) 通関後の検査の決定は、本法第 78 条第 1 項に定められた場合を除き、署名日から 3 営業日から 5 営業日以内に税関申告者に送付しなければならない。

3. 通関後の検査の順序と手続き：

- a) 検査開始の際に通関後の検査の決定を発表する。
- b) 申告された内容を会計帳簿、会計証書、財務諸表、関連資料、輸出入用商品の実態、通関後の検査の内容と比較する。
- c) 検査終了日から 5 営業日以内に通関後の検査の議事録を作成する。
- d) 検査を決定した人は検査終了日後の 15 日以内に検査結論に署名し、税関申告者に送付しなければならない。検査結論が権限のある機関の専門的意見をヒアリングする必要がある場合、検査結論の署名期限は権限のある機関の意見を得た日から計算される。権限のある専門機関は税関機関の要請を受領した日から 30 日以内に、意見を出さなければならない。
- d) 権限範囲内で検査結果を処理するか、権限のある機関に転送して処理してもらう。

4. 税関申告者が検査決定に順守せず、決められた期限通りに書類や資料を税関機関に説明・提供しない場合、税関機関は収集・確認した書類や資料に基づいて、税法、行政違反の取り扱いに関する法律の規定に従って処理を決定するか、または法規に従って専門的検査を実施する。

第 81 条 税関申告者の本所での通関後の検査における税関職員の権利と義務

1. 税関総局の総局長、通関後の検査局の局長は以下の義務と権利を有する。

- a) 検査決定を公布し、検査チームを成立する。
- b) 必要に応じて検査期限を延長する。
- c) 検査結論を発行し、検査結果を処理し、権限範囲内で税法、行政違反の取り扱いに関する法律の規定に従って処理を決定するか、または権限のある人に、法規に基づいて処理の決定をを要請する。
- d) 法規に従って苦情や告訴を解決する。

2. 検査チームのリーダーは以下の義務と権利を有する。

a) 検査チームのメンバーに検査決定で指定されている内容、対象物、時間通りに実施するように指導する。

b) 必要な場合で且つ検査期間が残る場合、税関申告者に対し書面による情報、資料、報告の提供、検査内容に関連する問題の説明、商品の提出を要請する。

- c) 税関申告者が順守しなかった行為や実施の阻止や延長の行為について記録して権限のある機関に報告する。
 - d) 税関申告者が法律違反行為に関連する書類や証拠を分散、破壊しようとする疑いがある場合、その書類や証拠を押収・封印する。
 - d) 検査議事録を作成して署名する。
 - e) 検査結果を決定者に報告し、その報告書の正確性、真実性と客観性について責任を負う。
3. 検査チームのメンバーは以下の義務と権利を有する。
- a) 検査チームのリーダーによって割り当てられた義務を履行する。
 - b) 実施した義務の結果を検査チームのリーダーに報告し、法律と検査チームのリーダーにその報告書の正確性、真実性と客観性について責任を負う。
 - c) 検査チームのリーダーによって割り当てられた検査議事録を作成して署名する。

第 82 条 通関後の検査における税関申告者の権利と義務

1. 本法第 18 条に定められた権利と義務を履行する。
2. 要求に応じて、迅速に完全かつ正確な書類、証書を提供し、その書類、証書の正確性と真実性について責任を負う。
3. 法律に別段の定めがない限り、検査内容に関連しない情報や資料、国家機密に属する情報や資料の提供を拒否する。
4. 検査結論書を受領し、検査結論について説明を要請する。検査結論書の意見を留保する。
5. 税関申告者の本所での通關後の検査を行う場合、検査チームのリーダーに対し、検査決定書と税関証明書の提出を要請する。
6. 通關後の検査の要求を順守し、税関機関に応接するための担当者を指名する。
7. 税関機関の要請に応じて関連する問題を説明する。
8. 検査議事録に署名する。
9. 税関機関と権限のある機関の処理決定を順守する。

第 4 章

輸出品・輸入品に対する税額・その他の料金の徴収

第 83 条 税関申告者の税額・その他の料金の申告、算出、納税の責任

1. 税額を正確・誠実・十分・期限通りに申告・算出し、自己の申告・算出に対し責任を負うこと。

2. 税金・料金・手数料に関する法規および法律のその他の関連規定に基づき税額・その他の料金を十分・期限通りに納付すること。

3. 税金・料金・手数料に関する法規及び法律上のその他の関連規定に基づき税額・その他の料金に関する税関機関の決定に従うこと。

第 84 条 税額・その他の料金の徵収における税関機関の責任

1. 税関総局は、輸出品・輸入品に対し税額・その他の料金の徵収を一貫的に実施し、税金・料金・手数料に関する法規及び法律上のその他の関連規定に基づき税額・その他の料金の正当・十分な徵収を確保するためには諸措置をすること。

2. 商品輸出入手続きを行う税関機関は、自体の機能・権利に従つて税額の申告・算出の検査を割当てられ、税額申告者に対する免税、減税、税還付、非課税、課税の決定、未払い税額・延滞利子（もしあれば）・罰金の支払い期限延長・債務解消、税額・その他の料金の徵収、納税管理などを実施する。

第 85 条 輸出入商品に対する税率、課税時、納税期限の確定

輸出入商品に対する税率、課税時、納税期限の確定は、商品コード及び課税時にて有効である輸出入商品に対する税金政策に基づくものとする。

輸出入商品に対する課税時、納税期限は、税法に基づくものとする。

第 86 条 税関価値

1. 税関価値は、輸出税・輸入税の算出及び輸出入商品の総計の根拠に使用される。

2. 輸出商品に対する税関価値は、（保険料や国際運搬費用を含めない）輸出検問所までの商品の販売価額である

3. 輸入商品に対する税関価値は、最初の輸入検問所まで支払うべき実際価額であり、ベトナム国の法律及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際規約に相応しいものとする。

4. 税金算出用の為替レートは、課税時においてベトナム国銀行が公表するベトナムドンと外国金銭間の為替レートである。課税時において為替レートが公表されない場合、その最近の為替レートを適用することとする。

5. 政府は、本条を詳細に規定する。

第 5 章 国境を越える密輸・不法運送の防止

第 87 条 国境を越える密輸・不法運送の防止における税関機関の任務

- 各レベルの税関機関は、自分の任務・権限範囲内で、国境を越える密輸・不法運送の防止任務を実施すること。
- 各レベルの税関機関は、国境を越える密輸・不法運送の防止任務を実施する責任機関を設立することができる。

第 88 条 国境を越える密輸・不法運搬の防止責任の範囲

- 税関機関は、税関活動地区の範囲内で、国境を越える密輸・不法運送を自主的に防止するために商品・輸送手段に対する税関検査・監視・監査の責任を負うこと。

商品・輸送手段が税関活動地区範囲を超えていない内、各機関・組織・個人が国境を越える密輸・不法運送の行為を発見した場合、当該の各機関・組織・個人は、税関機関にそれを検査・処分するよう直ちに報告すること。

国境を越える密輸・不法運送された商品、もしくは密輸商品を運び、国境を越える不法運送を行う輸送手段が税関活動地区内から税関活動地区外へ移動中であるのを確定する根拠がある場合、税関機関は、引継けて追跡し、地区内の公安機関、国境警備隊、沿岸警備隊、市場管理チームに協力するよう通知し、その同時に法規に基づき防止・処分の諸措置を適用すること。ベトナム海域内に移動中の外国輸送手段を停止させ、追跡することは、ベトナム海法に基づくものとする。

2. 商品・輸送手段が税関活動地区的範囲外へ運送・移動されている内、関連の国家機関が国境を越える不法運搬を有する場合、当該の機関は、法規に基づき自分の権限下で関連の国家機関と協力して、国境を越える密輸・不法運搬の防止措置を実施する責任を負うこと。

3. 各線路で運搬されている税関監視下の商品に対し、税関機関は、税関業務措置で監視する責任を負い、法律違反行為を発見すると、税関機関は主管となり、関連の各国家機関と協力して法規に基づき検査・処分する。

4. 内陸水路、海域、海域隣接地域内、税関機関は、国境を越える密輸・不法運搬の防止するために各関連機関と協力して巡視、監査を行い、ベトナムの海法に基づき内陸水路・海域内の権限下で違反行為を処分する。

5. 各レベル人民委員会は、国境を越える密輸・不法運搬の防止にて当該地域内の税関機関と関連国家機関間の協力を指導する。

6. 政府は、国境を越える密輸・不法運搬の防止にて税関監査業務措置、各関連機関の税関機関との協力責任を詳細に規定する。

第 89 条 国境を越える密輸・不法運搬の防止措置の適用における税関機関の権限

1. 国境を越える密輸・不法運搬を自主的に防止し、商品の通関及び通関後の検査にサポートするために税関部隊を構成し、データベースを構築し、税関監査業務措置を適用し、税関活動に関する国内・外国の情報を収集する。また、関連機関と協力して、法規に基づき国境を越える密輸・不法運搬の情報供給者に関して機密を保護する。

2. 商品・輸送手段に対して税関監査を行い、税関活動地区における国境を越える密輸・不法運搬の防止活動を主管となり、関連国家機関と協力して実施すること。

税関機関は、税関活動地区における商品・輸送手段に対し税関監査を行う時、巡視・監査・識別措置もしくは本法令に基づくその他の業務措置、行政処分法、刑事訴訟法、刑事調査法を適用することができる。

3. 国境を越える密輸・不法運搬の検査、調査、確認をサポートするために各関連機関・組織に情報・資料の供給を要求すること。

4. 郵便・エキスプレス便サービス供給企業に郵送で輸出入される小包・商品を開かせて検査することができる。（それらの小包・商品は、国境を越える密輸・不法運搬に係る資料・商品を含めるものである根拠がある場合）。

5. 武器、爆発材料及びサポートツールの使用に関する法規に基づき、フラグ、信号灯、信号弾、ホーン、拡声器及びサポートツールを使用すること。

6. 税関活動地区外にて、税関機関は、国境を越える密輸・不法運搬を防止するために各関連機関と協力して法規に基づき税関監査活動を実施する。

第 90 条 国境を越える密輸・不法運搬行為の処分における税関機関・税関職員の権限

1. 行政違反行為を処分し、その防止措置を適用し、また行政処分を当該の法規に基づき確保する。

国境を越える密輸・不法運搬の行為である根拠がある場合、税関支局の支局長、税関支局に属する監査隊長、密輸防止の監査隊長、密輸防止調査局に属する海上監査海隊の海隊長は、輸送手段を停止させ、違反者を一時的に拘留し、違反者を護送する権限を有するものとする。違反者の一時拘留・護送の手順・手続きは、行政違反処分法の規定に基づくものとする。

2. 刑事責任を糾明すべきほどの税関法違反行為を発見した場合、税関機関・税関職員は、事件を起訴し、被告者の起訴し、刑事訴訟法・刑事調査法に基づき調査活動を実施する権限を有する。

3. 税関機関・税関職員は、本条に定めた諸活動を実行するとき、自分の決定に対し法律上の責任を負わなければならない。

第 91 条 国境を越える密輸・不法運搬行為の処分における各関連組織・個人の権限・義務

1. 国境を越える密輸・不法運搬の防止にて、各関連組織・個人は以下の権限を有する。

a) 違反事件に係わる情報・資料・証拠を税関機関に供給し、自分の合法的な権利・利益を保護するために税関機関に鑑定を依頼する。

b) 国境を越える密輸・不法運搬の行為に関する情報供給・密告・告訴をする時、自分の機密・生命を保護され、法規に基づき諸待遇を受けられる。

2. 国境を越える密輸・不法運搬の防止において、各関連組織・個人は以下の義務を有する。

a) 輸送手段の運転者、輸送手段に居る個人は、輸送手段の停止命令、検査命令を厳守し、税関職員の要求に応じて書類、証明書、資料を提示すること。輸送手段の運転者は、車床下の荷室の図面を提供し、輸送手段の疑問の商品貯蔵所に案内し、それを開いて税関職員が検査を行うようにする。

b) 信用組織・保険組織は、国境を越える密輸・不法運搬行為の調査、確認・処分の諸活動をサポートするために税関機関の要求に応じて清算、保険のやり取りに係わる書類・資料を供給する義務があり、国境を越える密輸・不法運搬行為の調査、確認・処分の諸活動をサポートする。

c) 輸出・輸入・通過の商品・輸送手段に関連する組織・個人は、国境を越える密輸・不法運搬行為の調査、確認・処分の諸活動をサポートするために関連の情報・書類・資料を供給する義務がある。また、要請された時に、税関機関の本部に出向いて、関連内容について説明すること。

第 92 条 国境を越える密輸・不法運搬行為の防止のための技術装置・輸送手段の装備・使用

1. 税関機関・職員は、国境を越える密輸・不法運搬行為を防止するため、技術的専門手段、武器、サポートツール、フラッグ、信号弾、観測・スクリーニング・生化学的技術の機器、機械・電気・電子設備およびその他の設備を装備し、使用することができる。武器、サポートツー

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

ルの使用・装備は、武器、爆発材料およびサポートツールの管理・使用に関する法規に基づくものとする。

2. 必要な場合は、国境を越える密輸・不法運搬行為の防止任務を直接実施する税関機関・職員は、各機関・組織・個人と協力して、手段を支援し、情報を提供することを要求できる。支援手段が損傷される場合、税関機関は法規に基づき、賠償しなければならない。

第 6 章 税関情報および輸出入品の統計 第 1 節 税関情報

第 93 条 税関情報

税関情報は、税関手続きの実施、輸出入品の統計、税関業務活動におけるリスク管理の適用、通関後の検査、国境を越える密輸・不法運送行為の防止および税関機関のその他の業務活動をサポートするために、収集・保管・管理・使用される。

第 94 条 税関情報システム

1. 税関情報システムは、以下のものを含む。
 - a) 情報システムに関するデータベース
 - b) 情報システムに関する技術的インフラ整備
2. 税関情報のデータベースは、以下のものを含む。
 - a) 輸出・輸入・通過の商品に関する情報
 - b) 出国・入国・通過の輸送手段に関する情報
 - c) 輸出・輸入・出国・入国・通過の諸活動に参加する組織・個人に関する情報
 - d) 税関機関の業務活動に関するその他の情報

3. 税関情報のデータベースは集中的・一貫的に管理される。税関総局は、ベトナム法律およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に基づき、税関情報・データを更新・統合し、税關外の組織・個人及び各国の税関機関、各国際組織の情報システムに接続し、情報・データを共有することにより、税関情報システムのデータベース、技術的インフラ整備を構築・管理・開発する責任を負う。

税関機関は、情報の機密保持の措置を適用し、税関情報システムへの不法アクセスの行為を防止する。

第 95 条 国内における税関情報の収集・提供

1. 税関機関は、以下の情報源から情報を収集すること。

- a) 税関業務活動
 - b) 関連の各省・省相当機関
 - c) 生産・輸出・輸入・出国・入国・通過の諸活動に参加する、又は関連する組織・個人
 - d) その他の情報源
2. 税関情報の収集・提供における税関機関の責任および権限
 - a) 税関申告者からの情報を受入れ、税関申告者への情報を提供すること。
 - b) 関連の各省・省相当機関に所属する諸機能機関との情報交換・提供の協調メカニズムを策定・実施すること。
 - c) 情報収集のための業務的装置・技術を導入すること。
 - d) 輸出・輸入、出国・入国、通過の諸活動に関する情報を提供するよう各組織・個人に要求すること。
 - d) 関連するその他の情報源を開拓すること。
 3. 税関情報の提供に対する税関・各組織・個人の権限・責任
 - a) 各組織・個人は、自分の権限・義務に係わる税関情報を提供するよう税関機関に要求する権限がある。
 - b) 関連の各省・省相当機関は、輸出・輸入、出国・入国・通過の諸活動に係わる情報を税関機関に提供する責任を負う。
 - c) 輸出・輸入・出国・入国・通過の諸活動に参加する、若しくは関連する組織・個人は、本法律の規定および法律上のその他の関連規定に基づき、税関機関に情報を提供する責任を負うこと。
 4. 政府は、本条の細則を規定する。

第 96 条 外国における税関情報の収集

1. 外国にて収集される税関情報源は、次の通りである。
 - a) 税関機関及び政府・国家領土に属するその他の機関により情報交換・供給の支援協定に基づき提供される情報。
 - b) ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づき関連の国際組織により提供される情報。
 - c) 商品の生産・輸出入の諸活動に参加する、若しくは関連する組織・個人により、税関機関の要請に従い、ベトナムの法律およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に基づき提供される情報。
2. 税関機関は、次の諸活動に使用するために、外国における情報収集を行う。
 - a) 輸入品の生産国・取引価値・基準・品質の確定
 - b) 輸出入品に関する証書・取引の合法性の確定

c) 国境を越える密輸・不法運搬の行為または税関法に違反するその他の行為の確認

d) 輸出・輸入・出国・入国・通過の諸活動、輸出・輸入・通過の商品、出国・入国・通過の輸送手段に参加する若しくは関連する個人に関するその他の情報の確認

第 2 節

輸出入品の統計

第 97 条 輸出入品の統計活動

1. 輸出入品の統計活動は、税関総局により実施される輸出入品の統計情報の収集・処理・総合・分析・予報・報告・一般化・保管の過程である。

2. 輸出入品の統計情報は、輸出入品の統計データおよびそのデータの分析書を含む統計活動の結果である。

3. 税関総局は、輸出入品の統計印刷物の出版を行う。

第 98 条 輸出入品の統計報告

税関総局は、規定のフォームに基づき、輸出入品の統計情報および商品の輸出入状況の評価分析書を財務省、政府に月次に報告すること。

第 7 章

税関に関する国家管理

第 99 条 税関に関する国家管理の内容

税関についての国家管理の内容は、以下を含む。

1. ベトナム税関の戦略・企画・開発計画を策定し、その実施を指導すること。
2. 税関に関する法律規範文書を公布・実施すること。
3. 税関法について案内・実施・宣伝を行うこと。
4. 税関の活動および組織について規定すること。
5. 税関職員のチームを教育・訓練・構築すること。
6. 近代的な科学技術・税関管理方法の研究・導入を実施すること。
7. 税関についての国家統計を実施すること。

8. 査察、検査、申出・告訴の解決、税関法違反処分を実施すること。

9. 税関に関する国際的協力をを行うこと。

第 100 条 税関に関する国家管理機関

1. 政府は、税関に関する国家管理を統一する。

2. 財務省は政府に対し、税関に関する国家管理を一元的に実施する責任を負う。

3. 各省、省相当機関は、自らの任務・権限の範囲内で、税関に関する国家管理において財務省と共同する責任を負う。

4. 各レベルの人民委員会は、自らの任務・権限の範囲内で、地方で税関法の実施を一般化する責任を負う。

第 8 章

履行条項

第 101 条 法律第 21/2012/QH13 号に基づき一部条項を改正・補則された税務管理法第 78/2006/QH11 号の一部条項の改正・補則

1. 第 4 条第 5 項は以下の通り改正される。

「5. 納税義務者が税関法の規定に基づく優先制度の適用条件を十分に満たせば、輸出入品に対する税務に関する手続きを実施する時、優先制度を適用する」。

2. 第 32 条第 4 項は、次の通り改正される。

「4. 輸出入品に対する税務申告書類の提出期間は、税関法の規定に基づくものとする」。

3. 第 34 条第 2 項は、次の通り改正される。

「2. 輸出入品に対する税務申告書類の追加申告は、税関法の規定に基づき実施する」。

4. 第 78 条第 1 項 b は、次の通り改正される。

「b) 税関法の規定に基づく通関後検査のケース

通関後の検査を行う時、脱税・税金の詐欺の兆候を発見すると、通関後検査局の局長、税関局長、通関後検査支局の支局長は、本法律第 10 章第 4 節に定めた諸措置の適用を決定する権限がある」

5. 第 77 条第 3 項 d、第 78 条第 1 項 a に記載されてある「および d」、第 107 条第 2 項 a に記載されてある「本法律第 34 条第 2 項の規定に基づき納税義務者の本社において」を解除する。

6. 第 107 条第 2 項 a に記載されてある「申告書の登録日より」を「通関日より」に改正する。

第 102 条 行政違反処罰法第 15/2012/QH13 号の一部条項の補則・改正

1. 第 122 条第 1 項は、以下の通り改正される。

「1. 行政処分手続きを基づく違反者の一時拘留は、公共秩序を乱す行為、他人を傷つける行為を防止・停止すべきの場合、若しくは国境を越える密輸・不法運搬行為であると判定する根拠のある場合のみ、適用される。」

2. 第 123 条第 1 項の最初段落は、以下の通り改正される。

「1. 本法の第 122 条第 1 項に定めた公共秩序を乱す行為、他人を傷つける行為、或いは国境を越える密輸・不法運搬行為であると判定する根拠のある場合、次の者は、行政処分手続きを基づき違反者の一時拘留を決定する権限がある。」

第 103 条 施行効力

本法律は、2015 年 1 月 1 日より発効する。

税関法第 29/2001/QH10 号と税関法の一部条項を改正・補則する法律第 42/2005/QH11 号は、本法律の発効日より失効する。

第 104 条 細則

政府は、本法律の諸条項の細則を規定する。

本法律は、ベトナム社会主義共和国の国会により 2014 年 6 月 23 日付第 13 期第 6 回会議にて承認されたものである。

国会主席
グエン・シン・フン